

教育職員等による児童生徒性暴力等の 防止等に関する基本的な指針

令和4年3月18日

文部科学大臣決定

令和5年7月13日改訂

令和8年4月24日改訂

<改訂履歴>

令和 5 年 7 月 13 日

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 57 号）第 15 条第 1 項に規定するデータベースの稼働
- 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 66 号）及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和 5 年法律第 67 号）による教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正

等を踏まえた改訂

令和 8 年 4 月 24 日

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律附則第 7 条第 3 項に定める施行後三年を目途とした法律の施行の状況について検討

等を踏まえた改訂

目次

はじめに	1
第1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針	3
1 法の趣旨及び目的、基本理念等	3
2 児童生徒性暴力等の定義	5
第2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に関する事項 8	
1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する施策	8
(1) 教育職員等に対する啓発	8
(2) 教育職員の養成課程を履修する学生への理解促進	8
(3) 児童生徒等に対する啓発	9
(4) 児童生徒性暴力等対策連絡協議会	9
(5) その他の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策	10
2 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に 関する施策	12
(1) 早期発見のための措置及び相談体制の整備	12
(2) 教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置	14
(3) 児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する厳正な対処	21
3 教育職員等の任命又は雇用に関する施策	24
(1) データベースの整備等	24
(2) 教育職員等を任命又は雇用しようとするときの取組	25
4 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関する施策	28
(1) 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与	28
(2) 都道府県教育職員免許状再授与審査会	30
別紙 再授与審査における主な考慮要素及び提出書類	34
別紙 関連通知	35

はじめに

本来、児童生徒等を守り育てる立場にある教育職員等が、児童生徒等に対し「魂の殺人」とも呼ばれる性暴力等を行い、当該児童生徒等の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるなどということは、断じてあってはならず、言語道断である。しかしながら、児童生徒性暴力等に当たる行為により懲戒処分等を受ける教育職員等は後を絶たず、なかには、教師という権威と信頼を悪用し、被害児童生徒等が自身の被害に気付かないよう性暴力に至ったケースなど、人として到底許されない事件も見受けられ、事態は極めて深刻な状況にある。加えて、こうした一部の教育職員等による加害行為により、児童生徒等と日々真摯に向き合い、児童生徒等が心身ともに健やかに成長していくことを真に願う、大多数の教育職員等の社会的な尊厳が毀損されることはあってはならない。

こうした状況を受け、第 204 回国会において、議員立法である「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和 3 年法律第 57 号。以下「法」という。）が 5 派共同提案¹により提出され、衆参全会一致で成立するに至った。本法により、教育職員等による児童生徒性暴力等を明確に禁じる規定が置かれ、被害を受けた児童生徒等の同意や、当該児童生徒等に対する暴行、脅迫等の有無を問わず、刑法上の性犯罪の対象とならない行為も含め、教育職員等が児童生徒性暴力等を行うことは全て法律違反となることとされた。そのほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な規定が初めて整備されることとなった。

今もまさに学校現場において被害児童生徒等が自身の性被害を打ち明けられずに苦しんでいるかもしれないことに思いを巡らせれば、法に定められた施策の実施には、全力の限りを尽くさなければならない。「社会の宝」である子供を教育職員等による性暴力等から守り抜くことは、一部の学校関係者だけではなく、全ての大人の責任であり、社会全体に課された課題である。このため、文部科学省はもとより、教育職員等、学校、教育委員会、学校法人、警察を含むその他の国・地方公共団体等の関係者は、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するとの法の基本理念を十分に理解し、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意で、あらゆる角度から実効的な対策を講じていく必要がある。

しかしながら、児童生徒等を盗撮し、画像などを SNS 上のグループで共有するなどという卑劣な行為により、児童生徒等の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって心身に対する重大な影響を与えるだけでなく、教師が行う教育活動に対する児童生徒等や保護者からの信頼を著しく低下させ、安心した学校生活を脅かすような教育職員等がいることや、教育職員等を任命し、又は雇用する者（以下「任命権者等」という。）の一部において、法で定められた義務を履行できていなかったことが確認されている。

¹ 自由民主党・無所属の会（馳浩議員、池田佳隆議員）、公明党（浮島智子議員）、立憲民主党・無所属（牧義夫議員）、日本共産党（堀野若枝議員）、日本維新の会・無所属の会（藤田文武議員）による 5 派共同提案。

児童生徒等を守り育てる立場にあるにも関わらず、教師の立場を悪用して児童生徒性暴力等を行うことや、法で定められた対策を適切に実行できていなかった事実が確認されたことは極めて遺憾であり、強い危機感を抱くべき事態である。今一度、子供に関わる全ての関係者が、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するべく、法及び基本指針に基づく取組を、より一層、一丸となって講じていかなければならない。

本基本的な指針（以下「基本指針」という。）は、こうした認識の下、文部科学大臣が、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針

1 法の趣旨及び目的、基本理念等

(法の趣旨及び目的)

- 法は、教育職員等²による児童生徒性暴力等が児童生徒等³の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等⁴に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的としており（法第1条）、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている（附則第1条）⁵。
- 法においては、対象となる児童生徒等や児童生徒性暴力等の定義等のほか、児童生徒性暴力等の禁止⁶、基本理念、国・地方公共団体・任命権者等・学校の設置者・学校・教育職員等の責務、児童生徒性暴力等を理由として教員免許状（以下「免許状」という。）が失効した者又は免許状取上げの処分を受けた者（以下「特定免許状失効者等⁷」という。）のデータベースの整備や教育職員等・児童生徒等に対する啓発を含む教育職員等による児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置とともに、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関しては、改善更生の状況などその後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められる場合に限り認められることと

² ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
(定義)

第2条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

5 この法律において「教育職員等」とは、教育職員（教育職員免許法第2条第1項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）並びに学校の校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

³ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第37号）
(定義)

第2条 (略)

2 この法律において「児童生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

一 学校に在籍する幼児、児童又は生徒
二 十八歳未満の者（前号に該当する者を除く。）

⁴ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
(定義)

第2条 (略)

4 この法律において「児童生徒性暴力等の防止等」とは、児童生徒性暴力等の防止及び早期発見並びに児童生徒性暴力等への対処をいう。

⁵ なお、政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている（法附則第7条第3項）。

⁶ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
(児童生徒性暴力等の禁止)

第3条 教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。

⁷ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
(定義)

第2条 (略)

6 この法律において「特定免許状失効者等」とは、児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許法第10条第1項（第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定により免許状が失効した者及び児童生徒性暴力等を行ったことにより同法第11条第1項又は第3項の規定により免許状取上げの処分を受けた者をいう。

する教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）の特例等について規定されている。

- また、法ではこれらに関して、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な指針を文部科学大臣が定めることが規定されている。

（基本理念）

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等は全ての児童生徒等の心身の健全な発達に関係する重大な問題であるという基本的認識の下に行われなければならない（法第 4 条第 1 項）。
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶することを旨として行われなければならない（法第 4 条第 2 項）。
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、被害を受けた児童生徒等を適切かつ迅速に保護することを旨として行われなければならない（法第 4 条第 3 項）。
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が懲戒免職の事由（解雇の事由として懲戒免職の事由に相当するものを含む。）となり得る行為であるのみならず、児童生徒等及びその保護者からの教育職員等に対する信頼を著しく低下させ、学校教育の信用を傷つけるものであることに鑑み、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する懲戒処分等について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置がとられることを旨として行われなければならない（法第 4 条第 4 項）。
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、国、地方公共団体、学校、医療関係者その他の関係者の連携の下に行われなければならない（法第 4 条第 5 項）。

（責務・法制上の措置等）

- 国は、法の基本理念にのっとり、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。また、これに必要な法制上又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする（法第 5 条、第 11 条第 1

項)。

- 地方公共団体は、法の基本理念にのっとり、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策について、国と協力しつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。また、これに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする（法第6条、第11条第2項）。
- 学校の設置者は、法の基本理念にのっとり、その設置する学校における教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。（法第8条）
- 学校は、法の基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、学校全体で教育職員等による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。（法第9条）
- 教育職員等は、法の基本理念にのっとり、児童生徒性暴力等を行うことがないよう教育職員等としての倫理の保持を図るとともに、その勤務する学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。（法第10条）

2 児童生徒性暴力等の定義

- 児童生徒性暴力等は、次に掲げる行為をいう（法第2条第3項）。
 - ① 児童生徒等に性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条第1項に規定する性交等をいう。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。（法第2条第3項第1号）
 - ② 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（①に掲げるものを除く。）。（法第2条第3項第2号）
 - ③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（①及び②に掲げるものを除く。）。（法第2条第3項第3号）
 - ④ 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限

る。)であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（①～③に掲げるものを除く。）。(法第2条第3項第4号)

イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。

ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（①～④に掲げるものを除く。）。(法第2条第3項第5号)

○ 児童生徒性暴力等については、被害を受けた児童生徒等の同意や、当該児童生徒等に対する暴行・脅迫等の有無を問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。

○ ①については、刑法第177条の不同意性交等罪、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止される性交等は、ここに含まれると考えられる。

○ ②については、刑法第176条の不同意わいせつ罪、児童福祉法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為（①の場合を除く。）や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止されるわいせつ行為は、ここに含まれると考えられる。

○ ③については、

- ・刑法第182条の罪⁸:16歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求(同条第1項)、面会(同条第2項)、性的な姿態を撮影した映像の要求(同条第3項。いわゆる自撮り要求等)、
- ・児童ポルノ法第5条から第8条までの罪に当たる行為:児童買春周旋(同法第5条)、児童買春勧誘(同法第6条)、児童ポルノ所持、提供等(同法第7条)、児童買春等目的の人身売買等(同法第8条)(児童買春(同法第4条)は明記されていないが、これは性交等に係る他の規定との重複を避けるためであり、児童買春は児童生徒性暴力等の対象となる)、
- ・性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為(児童生徒等に係るものに限る。)⁸:児童生徒等に係る性的姿態等の撮影(同法第2条)、性的影像記録の提供等(同法第3条)及び当該行為をする目的での保管(同法第4条)、性的姿態等影像の送信(同法第5条)、及び記録(同法第6条)がここに含まれる。

⁸ 第211回国会における、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律及び性的姿態撮影等処罰法の成立により追記。

- ④については、いわゆる迷惑防止条例により禁止される痴漢や③に含まれない盗撮などの行為などが、ここに含まれると考えられる。
- なお、④には身体の一部に触れることが内容に含まれているが、「児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事」が要件となっている。例えば、教育活動における実技指導等において児童生徒等との必要な身体接触が生じることや特別支援学校の教諭等が指導や介助のために身体接触を行うこと、幼稚園教諭等が乳幼児の着替えや排泄等の身の回りの支援を行うことなど、教育職員等の業務上児童生徒等の身体に触れる必要がある場合も考えられるものの、これらの正当な業務上の行為については、必要な範囲・態様にとどまる限りにおいて、児童生徒性暴力等の対象とはならないと考えられる。
- ⑤については、児童生徒等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント（児童生徒等を不快にさせる性的な言動⁹）などが、ここに含まれると考えられる。

⁹ 「言動」には、口頭での発言に限らず、ソーシャルネットワーキングサービスや電子メール等を用いることも含まれる。

第2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に関する事項

1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する施策

(1) 教育職員等に対する啓発

- 文部科学省においては、全ての教育職員等が法の内容を理解し、児童生徒性暴力等の防止等に向けて適切に対応することができるよう、児童生徒性暴力等の特徴や法及び基本指針により求められる措置等について周知を図るとともに、独立行政法人教職員支援機構や教育委員会、児童生徒性暴力等の防止等に係る専門家と連携し、教育職員等に対し、児童生徒等の人権、特性等に関する理解及び児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための研修及び啓発の充実を図る。

また、文部科学省作成の児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための取組事例集や研修用動画¹⁰、警察庁作成の教員研修用教材¹¹、こども家庭庁作成の研修教材¹²等の活用を促すとともに、各地方公共団体における児童生徒性暴力等の防止等に向けた教育職員等の研修等についての取組状況を調査し、取組事例の共有を図る。

- 地方公共団体（学校の設置者としての地方公共団体を含む。）においては、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教育職員等の研修及び啓発の充実を図る。

- 特に、学校の設置者及びその設置する学校においては、全ての教育職員等の共通理解を図るため、外部専門家や上述の動画を活用したり、ロールプレイ形式・ディベート形式を導入したりするなどの効果的な研修の工夫を図りつつ、教育職員等による児童生徒性暴力等の問題に関する校内研修を様々な機会を捉えて繰り返し、また、計画的に実施するよう、取組の充実を図る。

(2) 教育職員の養成課程を履修する学生への理解促進

- 教育職員の養成課程を有する大学においては、養成課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための措置その他必要な措置を講ずる必要がある（法第13条第3項）。

- 文部科学省においては、大学に対し、養成課程を履修する学生への入学時や教職課程の履修ガイダンス等の機会を捉えた指導など児童生徒性暴力等の防止等のための

¹⁰ 児童生徒への性暴力等防止に関する教育委員会等における取組事例集及び教育職員向け研修用動画：文部科学省（令和5年3月文部科学省作成）

¹¹ 児童生徒への性暴力防止のために（令和7年10月警察庁作成）

¹² 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）の施行に向けた、教育職員等が児童生徒等と接する業務に従事するに当たり理解しておくべき内容に関するこども家庭庁作成の研修教材。同法第8条により、学校の設置者は、児童生徒性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるための研修を教育職員等に受講させる義務を負っているところ、こども家庭庁作成の研修教材は、同条に基づく研修に含むべき事項を網羅するものとなっている。

取組の充実や、文部科学省が作成した児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画¹³や教育実習等での留意点等を説明した動画¹⁴等を教育実習の事前指導等の授業において活用することなどの取組の充実を促す。

- 教育職員の養成課程を有する大学においては、これらの動画等と併せて、(1)教育職員等に対する啓発に記載することも家庭庁作成の研修教材も活用しながら、養成課程を履修する学生の理解促進をしていくことが望ましい。

(3) 児童生徒等に対する啓発

- 文部科学省、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校においては、児童生徒等の尊厳を保持するため、児童生徒等に対して、何人からも児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないことを周知徹底する。また、児童生徒等に対して、教育職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと及び被害を受けた児童生徒等に対して保護及び支援が行われること等について周知徹底を図る（法第14条）。
- 児童生徒等が被害に気付き、被害を予防できるよう、自分の身を守ることの重要性や嫌なことをされたら訴えることの必要性等を児童生徒等の発達段階に応じて身に付けさせるため、生命を大切にし、子供たちを性暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」について、作成・公表している教材や指導の手引き等について周知徹底を図るとともに、多様な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、全国の各学校等において、地域の実情に応じた児童生徒等への啓発を推進する取組を支援していく。

(4) 児童生徒性暴力等対策連絡協議会

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、地方公共団体においては、法第16条に規定する「児童生徒性暴力等対策連絡協議会」を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定する。
- 例えば都道府県に置く場合、学校（国私立を含む。）、教育委員会、私立学校主管部局、認定こども園主管部局、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察などが想定される。この他に弁護士、医師、心理職や福祉職に関する職能団体や民間団体などが考えられる。
- 児童生徒性暴力等の防止等の対策の推進や被害児童生徒等の保護・支援等に当たっ

¹³ 児童生徒への性暴力等防止に関する教育委員会等における取組事例集及び教育職員向け研修用動画：文部科学省（令和4年6月文部科学省作成）

¹⁴ 教職員等による児童生徒性暴力等の防止（令和5年3月熊本大学作成）

ては、より実効的な対応を行うことができるよう、学校関係者間のみならず、関係機関等との適切な連携が必要である。このため、教育委員会をはじめとする学校の設置者や都道府県私立学校主管部局・認定こども園主管部局は、平素より、「児童生徒性暴力等対策連絡協議会」における地域の関係機関等との連携を通じ、情報共有体制を構築しておくとともに、学校の設置者が専門家の協力を得て行う調査（法第 19 条第 1 項）に係る専門家を把握しておくことなどが重要である。

- 都道府県が「児童生徒性暴力等対策連絡協議会」を置く場合、連絡協議会での連携が、区域内の市町村が設置する学校における児童生徒性暴力等の防止等に活用されるよう、区域内の市町村の教育委員会等との連携が必要である（例えば、都道府県の連絡協議会に市町村教育委員会も参加させたり、域内の連携体制を検討したりする際に、市町村単位でも連携が進むよう各関係機関の連絡先の窓口を明示するなど）。

なお、この会議の名称は、必ずしも「児童生徒性暴力等対策連絡協議会」とする必要はない。

（５）その他の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策

（児童生徒性暴力等を未然に防止するための取組の推進）

- 学校の設置者やその設置する学校は、教育職員等による児童生徒性暴力等を未然に防止するための取組を推進することが重要であり、教育職員等に対して児童生徒性暴力等につながり得る不適切な行為をさせないことに加え、そのような行為につながりやすい環境や組織体制などに潜むリスクを取り除く必要がある。
- このため、上述のとおり教育職員等に対する研修や啓発の取組を効果的なものに充実させ、継続的に実施することなどにより、繰り返し児童生徒性暴力等の防止等に関する服務規律の徹底を図るとともに、学校の設置者やその設置する学校は、必要なルールや取組等を整理・周知し、全ての教育職員等で共通理解を図りながら組織的に対応を進めることが必要である。
- 具体的には、児童生徒性暴力等による懲戒処分等が行われた事案において、教育職員等と児童生徒等との間でソーシャルネットワーキングサービスや電子メール等（以下「SNS 等」という。）を用いた私的なやりとりが行われていた事案もあり、こうした SNS 等による私的なやりとりは適切ではないことから、学校の設置者の教育委員会など教育職員等の服務管理を行う機関は、業務遂行等に関する規則や指針等で、SNS 等を用いて児童生徒等と私的なやりとりを行ってはならないことを明確化するとともに、業務上必要な連絡を行う場合であっても、児童生徒等や保護者との適切な連絡方法や学校管理職との情報共有等について取扱いを明確化することが必要である。なお、各学校のルール等について、教育職員等のみならず、児童生徒等や保護者等に周知し、理解を得るよう努めることが求められる。

- また、被害を未然に防止する観点から、他の児童生徒等や教育職員等の目が行き届きにくい環境となる場面をできる限り減らしていくことが重要であり、執務環境の見直しによる密室状態の回避や組織的な教育指導体制の構築など、予防的な取組等を強化することが必要である。特に、特別支援学校、特別支援学級などを含め、児童生徒等の数が少ない環境については、特に留意して措置を講ずる必要がある。また、全ての児童生徒等に目が行き届くように人的配置や人材確保に努めることが求められる。

なお、防犯カメラ等の活用については、こども性暴力防止法施行ガイドラインにその留意点等が具体的に記載されているところであり¹⁵、これらも踏まえ、学校設置者において、様々な防犯対策の一つとして、各学校の実情に応じてその設置や活用の判断が行われるものである。

- さらに、盗撮防止の観点からは、教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検¹⁶を行うことや、教室等を常に整理整頓し、カメラを設置できないような環境にしていくことが重要である。また、私的な端末で児童生徒等を業務外の目的で撮影することのないようにすること、学校所有等の端末で撮影する場合であっても児童生徒等の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出すことのないようにすることなど、端末の利用やデータの管理についてルールを明確化することが必要である。

- なお、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）においても、対象事業者である教育委員会等に対して、早期把握、相談、調査、保護・支援、研修等の措置が定められているが、法及び基本指針で定める措置や、既に学校で行うこととされている措置を講じていれば、それと重複する内容については、基本的にはこども性暴力防止法やこども性暴力防止法施行ガイドライン等で示す内容を満たし、重ねて同様の措置を講ずる必要はないと考えられる。

その他、こども性暴力防止法に基づいて必要となる犯罪事実確認等の措置については、こども性暴力防止法施行ガイドラインを参照すること。

（国立学校及び私立学校の対応に係る連携確保）

- 公立学校以外の学校における、児童生徒性暴力等の防止等に関する対応について、必要に応じて、都道府県から医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有す

¹⁵ こども性暴力防止法施行ガイドライン（令和8年1月 こども家庭庁） p.120 参照。

¹⁶ 点検にあたっては、警察庁作成の点検のポイント等の資料を活用することも有効である。

点検等のポイント抜粋版（令和7年10月警察庁作成）

盗撮事犯に係る防犯を策（令和7年10月警察庁作成）

る者に関する情報の提供¹⁷や、国又は都道府県から研修機会の提供等の支援¹⁸が受けられるよう、日常的に、国立学校の設置者は国及び都道府県との連携確保、都道府県私立学校主管部局・認定こども園主管部局は、教育委員会との連携確保に努める。

(相談等ができる関係機関の活用)

- 児童生徒性暴力等を行った教育職員等をはじめ児童生徒等と接する業務に従事する者の自己分析、児童生徒性暴力等の未然防止や再犯防止、更生支援等のため、各都道府県の県庁所在地等に設置されている「法務少年支援センター（少年鑑別所）」¹⁹を積極的に活用することも有効であると考えられる。

2 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する施策

(1) 早期発見のための措置及び相談体制の整備

(早期発見のための措置)

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見のため、学校の設置者及びその設置する学校は、児童生徒等や教育職員等に対する定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒等が被害を訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒等を見守ることが必要である²⁰。
- アンケート調査を実施する際には、無記名にしたり、担任や学校を通さず直接に学校の設置者へ提出することも可能としたりするなど、被害者の心情にも配慮した工夫

¹⁷ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
(専門家の協力を得て行う調査)

第19条 学校の設置者は、前条第四項の規定による報告を受けたときは、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

2 (略)

3 都道府県は、第一項の調査が適切に行われるよう、学校の設置者に対し、同項の専門的な知識を有する者に関する情報の提供その他の必要な助言をすることができる。

¹⁸ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
(教育職員等に対する啓発等)

第13条 国及び地方公共団体は、教育職員等に対し、児童生徒等の人権、特性等に関する理解及び児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための研修及び啓発を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、教育職員の養成課程における児童生徒性暴力等の防止等に関する教育の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

3 (略)

(児童生徒等に対する啓発)

第14条 国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校は、児童生徒等の尊厳を保持するため、児童生徒等に対して、何人からも児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないことについて周知徹底を図るとともに、特に教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等に対して、教育職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないこと及び被害を受けた児童生徒等に対して第20条第1項（第21条において準用する場合を含む。）の保護及び支援が行われること等について周知徹底を図らなければならない。

¹⁹ 法務省所管の同センターは、関係機関とも連携の下、心理学等の専門家による各種検査やカウンセリング、アドバイス等の支援を行っている地域の相談機関の一つであり、大人からの相談も含め、無料で幅広く受け付けている。

²⁰ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
(教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見のための措置)

第17条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校における教育職員等による児童生徒性暴力等を早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒等及び教育職員等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

を行うことが必要である。

- また、児童生徒等に対するアンケート調査については、例えば、学校種の別や発達段階を踏まえて質問項目やアンケート調査の実施方法を変えること、アンケート調査に先立って児童生徒等に対して質問項目の説明を行うことなど、実施に当たり、児童生徒等にとって質問の趣旨等が分かりやすいものとなっているよう工夫することが必要であることに加え、1（3）児童生徒等に対する啓発の取組と連動させることが望ましい。

（相談体制の整備）

- 文部科学省及び地方公共団体は、教育職員等による児童生徒性暴力等に関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備等に必要な措置を講ずる（法第17条第2項）。
- 相談体制の整備等に当たっては、被害児童生徒等やその保護者等が相談しやすくなるよう、複数の相談窓口が確保され、また、同性の相談員に相談できるようにするなど相談者が安心して相談できる環境が整えられるとともに、被害児童生徒等に対する保護・支援や事案への対処など、必要な措置に迅速につなげることが重要である。
- 文部科学省においては、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、教育相談体制を整備することを支援するとともに、電話やSNS等を活用した相談体制の整備、養護教諭等による健康相談の充実を図る。
- 地方公共団体においては、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、また、電話やSNS等により教育職員等による児童生徒性暴力等の通報・相談を受け付ける体制を整備するとともに、各都道府県警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談窓口など教育委員会以外が設置する相談窓口も含め、これらが児童生徒等や保護者等から活用されるよう積極的に周知を行う。
- また、例えば、都道府県は電話やSNS等を活用した相談窓口や、教育相談センターにおける教育相談の充実を図る等、多様な相談窓口を確保し、所管の学校や域内の学校の設置者を通じて児童生徒等や保護者等、関係各者に広く相談窓口を周知するとともに、市町村は自ら設置した窓口を含めて域内の児童生徒等や保護者等、関係各者に漏れなく相談窓口を周知徹底する等、各地域の実情に応じて、都道府県と市町村とは相互に連携・協力して円滑に対応を行うことが求められる。
- なお、児童生徒等が自ら被害に係る情報を相談することは、当該児童生徒等にとって精神的負担が大きいものであることや、その後の対応によっては被害児童生徒等をさらに傷付けることになりかねないことに十分留意し、児童生徒等や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴するとともに、相談内容を過少評価したり、相

談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは、あってはならない。

（２）教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置

（基本的な考え方）

- 学校の設置者及びその設置する学校は、児童生徒等からの相談などにより、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、被害児童生徒等の負担に十分に配慮しつつ、学校、学校の設置者等及び所轄警察署との間で情報共有を図り、迅速に事案に対処するとともに、被害児童生徒等やその保護者に対して、必要な保護・支援を行う必要がある。

こうした一連の取組は、法の目的や基本理念も踏まえ、被害児童生徒等を徹底して守り通すことに留意して行われなければならない、悪しき仲間意識や組織防衛心理から事なかれ主義に陥り、必要な対応を行わなかったり、躊躇したりするようなことがあってはならない。

また、学校の管理職や教育委員会が、（２）教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置に記載する、法により求められる必要な対応を行わず、児童生徒性暴力等の事実があると思われたにもかかわらず放置したり隠ぺいしたりする場合には、この法の義務違反や、信用失墜行為として地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）による懲戒処分の対象となり得る。

- また、学校の設置者は、初期の段階から事案の対処のために積極的に対応する必要があり、学校に対して必要な指導・助言を行うとともに、事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係のない専門家の協力を得て、公正性・中立性が確保されるよう事実確認の調査を行い、任命権者等による懲戒の実施などの厳正な対処につなげる必要がある。
- 学校の設置者においては、児童生徒等からの相談などにより、教育職員等による児童生徒性暴力等やそれにつながり得る不適切な行為の事実があると思われるときの対応方針について、基本指針を参考とし、学校の設置者と学校の役割分担、児童生徒性暴力等に係る相談を受けた場合の教育職員等や学校の対応方法や手順、専門家の協力を得た調査の実施方法、被害児童生徒等に対する保護・支援やこれらに関する留意事項などを予め整理し、所管の学校に係る教育職員等に対して校内研修等を通じて周知を行うことが望ましい。

（学校の設置者への通報・報告等）

- 教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者及び児童生徒等の保護者は、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、学校又は学校の設置者への通報その他の適切な措置をとり、教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者は、犯罪の疑いがあると思

われるときは、並行して、速やかに、所轄警察署に通報しなければならない（法第 18 条第 1 項及び第 2 項）。

- 児童生徒等からの相談に応じる者が公務員である場合であって、犯罪があると思われるときは、刑事訴訟法²¹の定めるところにより告発をしなければならない（法第 18 条第 3 項）。

なお、児童生徒等からの相談に応じる者が学校管理職や学校の設置者である教育委員会に報告し、報告を受けたこれらの者が告発を行う場合には、児童生徒等からの相談に応じる者が重ねて告発を行う必要はないと考えられる。

- この点、文部科学省においては、これまでも、刑事訴訟法により、公務員は、その職務を行うことにより犯罪があると思料する場合には告発しなければならないとされていることを踏まえ、教育委員会の担当者や学校の管理職において、当該事案が犯罪に当たるかについて適切に判断を行った上で、告発を遺漏なく行うことを含め、警察機関等と連携して厳正に対応することを求めてきたところである。

- しかしながら、精神的負担等を懸念する被害者やその保護者等からの意向により告発をしなかったり、また、告発する必要があることを認識していなかったり、十分に検討することもなく犯罪に当たらないと判断したりしたことなどにより、教育委員会や学校から告発が適正に行われていない例も見受けられることから、児童生徒等からの相談に応じる者のみならず、この者から報告を受けた教育委員会や学校においても、警察機関等と連携して厳正に対応することが改めて求められる。

- 特に、平成 29 年 7 月の刑法改正により、強制わいせつ罪や強制性交等罪等については非親告罪となっており、被害者やその保護者等による告訴がない場合であっても、児童生徒等からの相談に応じる者並びにこの者から報告を受けた教育委員会の担当者及び学校の管理職が告発義務を免れるものではないことに留意する必要がある。また、判断に迷うような事案については、教育委員会において、警察機関等と連携して対応したり、弁護士に相談したりすることにより、本来告発すべき事案が告発されないということが生じないようにすることが必要である。

- なお、教育職員等が児童生徒等から相談を受けた場合に行う学校又は学校の設置者に対する通報や、所轄警察署に対する通報等は、法に基づき必要な措置であるということのみならず、教育職員等による児童生徒性暴力等を防止等するために重要な措置である。このため、通報等を行った教育職員等に対して当該通報等を行ったことを理由として、懲戒等の不利益処分や平等取扱いの原則に反する処分等の不利益な取扱いをしてはならない。

²¹ ○ 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）
第 239 条（略）

² 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

- 公立学校以外の学校について、仮に児童生徒性暴力等を行った教育職員等が依願退職の中入れをした場合、その雇用契約は解約中入れの日から2週間を経過すると終了する²²ことを踏まえ、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した後、学校は速やかに事実確認を行い、雇用者において適正かつ厳正な懲戒を行うよう努めるものとする²³。また、懲戒がなされる前に当該教育職員等が依願退職する場合など、雇用契約が消滅した際も、犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに、所轄警察署に通報しなければならない（法第18条第2項）。
- なお、公立学校以外の学校において、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した後、雇用者による懲戒がなされる前に当該教育職員等が依願退職し雇用関係が消滅した場合などであっても、免許管理者（教育職員免許法第2条第2項（構造改革特別区域法第19条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する各都道府県及び認定市町村の教育委員会をいう。以下同じ。）において、教育職員であった時期の非行に基づき教育職員免許法第11条第3項²⁴に基づく免許状の取上げ処分を行うことも可能である。
- また、学校は、児童生徒等からの相談に応じる者から通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、直ちに、当該学校の設置者にその旨を通報するとともに、当該教育職員等による児童生徒性暴力等の事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を当該学校の設置者に報告しなければならない（法第18条第4項）。
- このように、学校が当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと把握した場合には、直ちに、学校の設置者に対してその事実を通報しなければならないとされており、当該教育職員等による児童生徒性暴力等の事実の有無の確認を行うための措置の結果を待つまでもなく、学校管理職は、直ちに学校の設置者に対して通報することが求められる。
- なお、令和7年4月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により、幼稚園、幼保連携型認定こども園において児童生徒性暴力等や性的

²² ○ 民法（明治29年法律第89号）
（期間の定めのない雇用の解約の中入れ）

第627条 当事者が雇用の期間を定めなかったときは、各当事者は、いつでも解約の申入れをすることができる。この場合において、雇用は、解約の申入れの日から2週間を経過することによって終了する。

2・3 （略）

²³ 児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員等（学校において児童生徒等と接する業務に従事する者を含み、免許状を有する者に限る。）を懲戒解雇した場合、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則第2条に基づき、その旨を所轄庁から免許管理者に速やかに通知し、又は学校法人等から所轄庁へ速やかに報告する必要があるため留意が必要である。

²⁴ ○ 教育職員免許法
（取上げ）

第11条 （略）

3 免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。

虐待があった場合には、本法に基づく対応及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）等に基づく性的虐待としての対応を実施する必要がある。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等に基づく対応は、発見者が都道府県または市町村に通報することとなっており、本法の定める設置者と異なる場合もあるが、必ずしもそれぞれ別個に通報や事実確認を行う必要はなく、学校と学校の設置者、所管行政庁が密接に連携を図ることで、両制度において必要な事実確認等の措置を講ずることが可能と考えられる²⁵。

（学校における事実確認、学校の設置者との合同実施等）

- 学校は、この教育職員等による児童生徒性暴力等の事実の有無の確認を行うための措置を講ずるに当たっては、児童生徒等の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならない（法第 18 条第 5 項）。

このことは、学校が措置を講ずるに当たって配慮・注意すべきことを規定しているのであって、いたずらに被害者等への配慮やプライバシーの保護などを後に必要な措置を怠るようなことがあってはならない。

- 事案の事実確認に関して公正・中立な調査が求められており、法第 19 条第 1 項により、学校の設置者は専門家の協力を得て必要な調査を行わなければならないこと、また、学校においても詳細に調査を実施することとした場合、被害児童生徒等に対して累次の聴き取りを行う必要が生じるなど児童生徒等の十分な保護に欠ける可能性も考えられることにも鑑み、学校と学校の設置者が合同で事実の有無の確認を含めた調査を行うことが考えられる。ただし、この場合の調査は、法第 19 条第 1 項の規定を踏まえ、専門家の協力を得て行うことが求められる。

- また、合同で実施しない場合であっても、学校において行う事実の有無の確認については、法第 19 条第 1 項で専門家の協力を得た調査が学校の設置者により行われることになっていることや、児童生徒等の人権及び特性に十分に配慮して行わなければならないことに鑑み、教育職員等に対する聴き取りなど必要な確認を行った上で、速やかに同項に基づく学校の設置者による調査に進むようにすることも考えられる。

なお、学校は、当該教育職員等による児童生徒性暴力等の事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その児童生徒性暴力等の有無等の確認結果について、学校の設置者に報告することについては、児童生徒性暴力等がなかったことが明らかであった場合についても必ず行わなければならない。

（児童生徒等と教育職員等の接触回避等）

- 学校は、法第 18 条第 4 項に規定する学校の設置者への報告をするまでの間、教育職

²⁵ 令和 7 年 8 月改訂「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（こども家庭庁・文部科学省）。

員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童生徒等と当該教育職員等との接触を避ける等当該児童生徒等の保護に必要な措置を講ずるものとする（法第 18 条第 6 項）。

- 例えば、各学校において、当該教育職員等を担任から外したり、別の教育職員等が授業を実施したりするようにすることや、児童生徒等と接触しない事務作業に従事させることなどにより、児童生徒等への影響が生じないようにすることが考えられる。また、このために対応が必要となることも考えられることから、学校の設置者は、法第 18 条第 1 項の通報を受けた場合には、学校と緊密に連絡を取りつつ、迅速な支援に努める必要がある。なお、事実確認により児童生徒性暴力等を行ったことが明らかとなった教育職員等に対する懲戒処分決定がなされるまでの間の扱いについても、同様の接触回避等の措置を行うことが当然に求められる。

- さらに、児童生徒性暴力等を行った教職員が起訴された場合には、公立学校においては、分限処分としての起訴休職とすることも考えられる。

（所轄警察署への通報・連携した対処）

- 学校は、法第 18 条第 4 項に規定する教育職員等による児童生徒性暴力等の事実の有無の確認を行うための措置を講じた場合において犯罪があると認めるときは、直ちに、所轄警察署に通報し、当該警察署と連携してこれに対処しなければならない（法第 18 条第 7 項）。

- 児童生徒性暴力等の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒等の生命身体に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれており、被害児童生徒等を徹底して守り通すという観点や被害児童生徒等に対してさらに重ねて累次の聴き取りを行うことを避ける観点からも、学校はためらうことなく所轄警察署と連携して対処することが必要である。なお、所轄警察署に対する通報は、法第 18 条第 4 項に規定する学校による児童生徒性暴力等の有無の確認の結果を待たずして行うことができることに留意する必要がある。

- なお、各地域における学校や学校の設置者等と所轄警察署との適切な連携を促進するため、日頃から学校や教育委員会等と警察が緊密に情報共有できる体制の構築を進めるとともに、「児童生徒性暴力等対策連絡協議会」の仕組みを有効に活用することも考えられる。

（学校の設置者において専門家の協力を得て行う調査）

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の事実が確認された旨報告を受けた場合には、学校の設置者は、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力

を得つつ、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする（法第 19 条第 1 項）。

- この調査については、被害を受けたとされる児童生徒等の尊厳の保持及び回復並びに再発防止についても調査の目的とされることに留意するとともに、事実関係を客観的に確認し、公正かつ中立な調査が行われることを旨とする必要がある。

（調査体制等）

- 調査に当たり、学校の設置者は、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得ることが求められており、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者としては、医師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、警察官経験者、学識経験者等が考えられ、事案に応じた適切な専門家の協力を得ることが必要である。
- 協力を得る専門家については、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公正性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- また、地方公共団体によっては、協力を得る専門家を把握等することが困難な地域も想定されることを踏まえ、法第 19 条第 3 項では、都道府県は、調査が適切に行われるよう、学校の設置者に対し、専門的な知識を有する者に関する情報の提供その他の必要な助言をすることができるとしており、都道府県教育委員会においては、これらの地域を支援するため、職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を平素から整えておくことなどが望まれる。

（事実確認等の実施）

- 事実関係の明確化に当たっては、被害児童生徒等や教育職員等から聴き取りを行うことが考えられる。学校の設置者が調査を行うに当たり、児童生徒等の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならない（法第 19 条第 2 項）とされており、特に、幼児期や小学校低学年などで、あるいは障害等により、自ら被害を訴えることが困難な児童生徒等については適切な支援と配慮を行う必要がある。
- また、児童生徒等の負担を軽減するとの観点から、児童生徒等からの聴取回数は少ない方が望ましいという指摘があるほか、児童生徒等については、誘導や暗示の影響を受けやすく、聴取方法や時期、回数についての留意が必要であるとの指摘があることを踏まえ、捜査機関等においては、児童生徒等が犯罪の被害者や目撃者等の参考人である事件において児童生徒等から事情聴取を行うに当たっては、代表者聴取の取組

²⁶を行っているところであるので、調査を行う学校の設置者においては、被害児童生徒等から聴き取りを行うに当たって、こうした取組に留意が必要である。

- さらに、こうした指摘は学校の設置者が行う調査についても同様に、児童生徒等の負担を軽減するとの観点等に留意する必要がある、学校の設置者においても、代表者聴取の取組において行われる聴き取りの方法等を参考とすることは有効である。
- 被害児童生徒等に対して聴き取りを行う場合、弁護士や医師、学識経験者等の外部の専門家で児童生徒性暴力等の事案に係る聴き取りに長けた者や児童相談所の協力を得て丁寧な事実確認を行うことは非常に有効であると考えられる。また、被害者の意向等により、学校管理職や担任、養護教諭等により聴き取りを行う場合であっても、聴き取り項目や方法が適切かどうかや、聴き取った内容について補充の質問等が必要かどうかなど、外部の専門家の助言を得つつ行うことが必要であると考えられる。
- その際、仮に、将来的に当該教育職員等が特定免許状失効者等となり、欠格期間後に免許状の再授与を申請した場合、再授与審査においては、上記の事実確認で判明した児童生徒性暴力等を行った事実に基づき当該特定免許状失効者等が児童生徒性暴力等を再び行わないことの蓋然性等に係る検討が行われることを踏まえ、事実確認段階においては、当該教育職員等が行った児童生徒性暴力等を適切に把握しておくことが重要となることに留意する必要がある。
- また、児童生徒等のプライバシー保護に十分に留意する必要がある、例えば、調査の初期の段階で十分な確たる情報がない中、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する必要がある。

(学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援等)

- 学校の設置者及びその設置する学校は、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、被害児童生徒等の保護やその保護者への支援を継続的に行うとともに、被害児童生徒等と同じ学校に在籍する児童生徒等やその保護者に対する必要な心理的支援等を行う必要がある（法第 20 条）。
- 保護及び支援等としては、事案に応じて、例えば、ワンストップ支援センターなどの機関を被害児童生徒等やその保護者等に紹介するとともに、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、被害児童生徒等やその保護者等からの相談等に学校で継続的かつ適切に対応し、落ち着いて教育を受けられる環境の確保や学習支援、関係機関との連携等を行うことなどが考えられる。

²⁶ 児童生徒等が犯罪の被害者や目撃者等の参考人である事件において、児童生徒等から事情聴取を行うに当たって、児童生徒等の負担軽減及びその供述の信用性確保の観点から、検察、警察及び児童相談所の 3 機関が、早期に情報共有や協議を行い、そのうちの代表者が児童の供述特性を踏まえた方法（いわゆる司法面接的手法）等で当該児童生徒等からの面接・聴取を行う取組をいう。

- 学校全体の児童生徒等や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりする場合には、学校の設置者及び学校は、マスコミ等への対応も含め、被害児童生徒等を守りつつ、予断のない一貫した情報発信にも留意する必要がある。

(学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止等)

- 法第 21 条では、法第 17 条から第 20 条までの規定について、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務(当該学校の管理下におけるものに限る。)に従事する者による児童生徒性暴力等(当該学校の児童生徒等に対するものに限る。)について準用することとしている。

- 学校において児童生徒等と接する業務に従事する者の職については、業務の内容・範囲や職の名称、児童生徒等と接する度合い等が地域や学校の実情に応じて異なること、また、時代の変化等によりこれまでになかった業務に従事する者が絶えず新たに生じることから、網羅的に示すことは困難であるため、職の名称等で機械的に判断するのではなく、各学校の実態を踏まえつつ、児童生徒等の権利利益の擁護に資するようにする観点から、対象となる者を判断することが必要である。

その上で、現時点で考えられる職としては次のようなものがある。

- ・事務職員 ・学校医 ・学校歯科医 ・学校薬剤師 ・学校栄養職員
- ・技術職員 ・学校司書 ・学校用務員 ・医療的ケア看護職員
- ・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー ・情報通信技術支援員
- ・特別支援教育支援員 ・教員業務支援員 ・部活動指導員 ・学校給食調理員
- ・専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 ・医療的ケア指導医
- ・GIGA スクールサポーター
- ・部活動の外部指導者 ・外国語指導助手(ALT) ・観察実験アシスタント
- ・学習指導員 ・日本語指導補助者 ・母語支援員 ・校内教育支援センター支援員
- ・副校長・教頭マネジメント支援員
- ・スクールガードリーダー(スクールガード) ・スクールバス運転手 等

(3) 児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する厳正な対処

- 本法の基本理念では、教育職員等による児童生徒性暴力等が懲戒免職の事由(解雇の事由として懲戒免職の事由に相当するものを含む。)となり得る行為であるのみならず、児童生徒等及びその保護者からの教育職員等に対する信頼を著しく低下させ、学校教育の信用を傷つけるものであることに鑑み、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する懲戒処分等について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置がとられることを旨として行わなければならない(法第 4 条第 4 項)としている。

○ また、公立学校の教育職員等の任命権者の責務として、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する適正かつ厳格な懲戒処分の実施の徹底を図ること、公立学校以外の学校の教育職員等を雇用する者の責務として、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対し、懲戒の実施その他の児童生徒性暴力等の再発の防止のために必要な措置を講ずるものとすることを規定している（法第7条第2項及び第3項）。

○ 教育職員等による児童生徒性暴力等は絶対に許されないことであり、文部科学省においても、こうした非違行為があった場合には、原則として懲戒免職とするべきことについて、累次にわたり通知等してきたところである。

○ こうしたことも踏まえ、これまでに全ての都道府県・指定都市教育委員会の懲戒処分基準においてその旨の規定が整備されたところであり、実際に教育職員等による児童生徒性暴力等があった場合には、懲戒免職とするなど、法の基本理念等を踏まえ、厳正な懲戒処分を行う必要がある。他校の児童生徒等に対する場合についても同様に厳正に対処する必要がある。公立学校以外の学校の設置者においては、法の基本理念等を踏まえ、厳正な懲戒処分を行うことを前提として、就業規則等において、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する懲戒解雇を含む懲戒処分の基準を整備する必要がある²⁷。

また、懲戒処分の基準については、教育職員等に対して、あらかじめ周知・説明を行うとともに、懲戒処分等の検討に当たっては、事案に応じて、弁護士や医師等の外部専門家の協力を得ながら進めることが必要である。

○ 教育職員等による児童生徒性暴力等があったにも関わらず、懲戒処分を行わず、依願退職等により水面下で穏便に済ませてしまうようなことは決してあってはならない。

また、学校の管理職や教育委員会が、(2)教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置に記載する、法により求められる必要な対応を行わず、児童生徒性暴力等の事実があると思われたにもかかわらず放置したり隠ぺいしたりする場合には、この法の義務違反や、信用失墜行為として地方公務員法による懲戒処分の対象となり得る。【再掲】

○ なお、懲戒処分を行うに当たっては、教育職員等による児童生徒性暴力等に該当する場合には、懲戒処分に係る処分の事由を記載した説明書（地方公務員法第49条（公立学校の教育職員等の場合））等において、児童生徒性暴力等に該当することによる懲戒処分である旨を明示することが必要である。

²⁷ 就業規則等において、懲戒事由として、「教員職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に規定する児童生徒性暴力等に該当する行為を行ったと認められる場合等を定め、教育職員等に対して、あらかじめ周知・説明しておくことが考えられる。なお、懲戒処分の基準を定めるに当たっては、公務員・非公務員の別に留意しつつ、人事院や都道府県・指定都市教育委員会の懲戒処分の基準を参照することも考えられる。

○ 任命権者等において、児童生徒性暴力等により懲戒免職処分や懲戒解雇処分（公立学校の教員の懲戒免職の事由に相当する事由によるものに限る。）を行った場合においては、免許管理者において確実な免許状の失効又は取上げ処分を行うためにも、所轄庁（免許管理者を除く。）や学校法人等（学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）をいう。以下同じ。）において、教育職員免許法第14条及び第14条の2²⁸に基づく通知・報告並びに教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号）第2条²⁹に基づく通知・報告を確実に行うことが必要である。その際、当該処分を受けた者を確実に特定免許状失効者等とするためにも、学校法人等や所轄庁においては、児童生徒性暴力等に該当することによる懲戒処分である旨を明記した上で報告・通知する必要がある。

○ また、公立学校以外の学校において、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した後、雇用者による懲戒がなされる前に当該教育職員等が依願退職し雇用関係が消滅した場合などであっても、免許管理者において、教育職員であった時期の非行に基づき教育職員免許法第11条第3項に基づく免許状の取上げ処分を行うことも可能である。【再掲】

²⁸ ○ 教育職員免許法
（通知）

第11条 所轄庁（免許管理者を除く。）は、教育職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。

一 第5条第1項第3号又は第6号に該当するとき。

二 第10条第1項第2号又は第3号に該当するとき（懲戒免職又は分限免職の処分を行った者が免許管理者である場合を除く。）。

三 第11条第1項又は第2項に該当する事実があると思料するとき（同項第2号に規定する免職の処分を行った者が免許管理者である場合を除く。）。

（報告）

第14条の2 学校法人等は、その設置する私立学校の教員について、第5条第1項第3号若しくは第6号に該当すると認めたとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第11条第1項若しくは第2項第1号に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

²⁹ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則

（所轄庁による通知及び学校法人等による報告）

第2条 所轄庁（大学附置の国立学校（教育職員免許法第2条第3項に規定する国立学校をいう。次項において同じ。）又は公立学校（同条第3項に規定する公立学校をいう。以下この項及び次項において同じ。）の教育職員等（学校において児童生徒等と接する業務に従事する者を含み、免許状を有しない者を除く。以下この条において同じ。）にあってはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園を除く。）の教育職員等にあってはその学校を所管する教育委員会、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園に限る。）の教育職員等にあってはその学校を所管する地方公共団体の長、私立学校（同法第2条第3項に規定する私立学校をいう。以下この条において同じ。）の教育職員等にあっては都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市（以下この項において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園の教育職員等にあっては、当該指定都市等の長）をいう。以下この条において同じ。）は、教育職員等が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、速やかにその旨を免許管理者に通知するものとする（所轄庁が免許管理者である場合を除く。）。

一 児童生徒性暴力等を行ったことにより拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

二 公立学校の教育職員等であって児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職の処分を受けたとき（懲戒免職の処分を行った者が免許管理者である場合を除く。）。

2 所轄庁（免許管理者を除く。）は、国立学校、公立学校（地方独立行政法法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）又は私立学校の教育職員等が児童生徒性暴力等を行い、前項第2号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められる事実があると思料するときは、速やかにその旨を免許管理者に通知するものとする。

3 学校法人等（教育職員免許法第7条第2項に規定する学校法人等をいう。）は、その設置する私立学校の教育職員等について、第1項第1号に該当すると認めたとき、又は児童生徒性暴力等を行ったことにより当該教育職員等を解雇した場合において、当該解雇の事由が前項に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告するものとする。

- 免許管理者は、特定免許状失効者等となった者に対し、免許状の返納を求めたり、免許状取上げ処分を行った旨の通知を行ったりする際などにおいて、特定免許状失効者等に該当する旨及び免許状を再授与されるためには法第 22 条等に基づく申請手続を行う必要がある旨等を示すものとする。

3 教育職員等の任命又は雇用に関する施策

(1) データベースの整備及び特定免許状失効者等に関する情報の記録³⁰⁾

- 特定免許状失効者等に該当する者を任命又は雇用しようとする場合には、法第 3 条において教育職員等は児童生徒性暴力等をしてはならないこととされていることを踏まえ、少なくとも、当該希望者が児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が認められる必要がある。特定免許状失効者等に該当するか否かを確認するため、任命権者等は、教育職員を任命又は雇用しようとするときは、法第 15 条第 1 項に基づき国が整備し、令和 5 年 4 月 1 日より稼働しているデータベース³¹⁾の活用が義務付けられている。
- 個人情報の取扱いやセキュリティの確保を含めたデータベースの適切かつ有効な管理及び活用にあたっては、文部科学省から別途配布している「特定免許状失効者管理システム 業務マニュアル」を確認するものとする。
- 免許管理者は、当該都道府県又は認定市町村において免許状を有する者が特定免許状失効者等に該当するに至ったときは、失効又は取上げに係る事実関係の把握を十分詳細に行った上で、法第 15 条第 1 項で規定する特定免許状失効者等に関する情報をデータベースに迅速に記録するものとする（法第 15 条第 2 項）。
- データベースへの記録は、官報への公告を待つことなく、失効又は取上げの効力が発生した日の翌日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に定める休日を除く）までに記録を行うものとする。また、官報に公告がな

³⁰⁾ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する件（令和 3 年 5 月 21 日 衆議院文部科学委員会）

十三 データベースの整備等に関して、児童生徒性暴力等の処分と、他の処分は明確に区別されることとし、データベースに記録される事由は児童生徒性暴力等による処分のみとすること。

○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案に対する附帯決議（令和 3 年 5 月 27 日 参議院文教科学委員会）

十四、データベースの整備等に関して、児童生徒性暴力等の処分と、他の処分は明確に区別されることとし、データベースに記録される事由は児童生徒性暴力等による処分のみとすること。

³¹⁾ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
（データベースの整備等）

第 15 条 国は、特定免許状失効者等の氏名及び特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの事由、その免許状の失効又は取上げの原因となった事実等に関する情報に係るデータベースの整備その他の特定免許状失効者等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県において教育職員の免許状を有する者が特定免許状失効者等となったときは、前項の情報を同項のデータベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずるものとする。

された後、速やかに官報公告年月日、官報号数等の官報情報をデータベースに記録するものとする。

- データベースに記録する情報の期間は、当面、少なくとも 40 年間分の記録を蓄積していくこととするが、記録情報の正確さを担保するためにも、各免許管理者においては、文書管理規則等に則った上で、特定免許状失効者等の免許状の失効・取上げに関する行政文書の適切な保存期間等に留意する必要がある。
- 法第 15 条第 2 項に基づくデータベースへの記録の入力については、法第 4 条第 2 項の基本理念等を踏まえ、法の施行日より前に児童生徒性暴力等に相当するような行為を行ったことにより免許状が失効又は取上げ処分となった者に関する情報についても、データベースに記録するものとする³²。
- 児童生徒性暴力等を行った者のうち、懲戒免職処分又は解雇時の前に、拘禁刑以上の刑が確定したことにより、免許状が失効するようなケースもあり得るが、その際、当該失効者が児童生徒性暴力等を行ったことにより拘禁刑以上の刑に処せられたかどうか等を正確に識別するため、例えば、地方検察庁に対して刑事確定訴訟記録法（昭和 62 年法律第 64 号）に基づく保管記録の閲覧請求を行うことが考えられる。
- データベースに記録された情報は、要配慮個人情報を含む場合もある機微な情報であることから、情報に触れるユーザーは任命又は雇用の判断に当たって一定の権限を有する者に限定すること、データベースにアクセスする端末及びユーザー ID、パスワード、検索結果等の情報は紛失・盗難・漏えい防止措置を講じること、使用用途の終了した情報は速やかに復元不可能な形で破棄することなどをはじめ、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（個人情報保護委員会）に例示された安全管理措置を適切に施すこと。

（２）教育職員等を任命又は雇用しようとするときのデータベースの活用等

- 任命権者等は、法の基本理念にのっとり、教育職員等を任命し、又は雇用しようとするときは、国のデータベースを活用するものとする（法第 7 条第 1 項）。データベースの活用は、教育職員等を任命又は雇用しようとするときに限られ、目的外の用途に使用してはならない。
- その際、法第 4 条の基本理念においては、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が全ての児童生徒等の心身の健全な発達に関係する重大な問題であるという基本的認識の下に行われなければ

³² 特に、法（データベース関係規定を除く。）の施行後からデータベース関係規定の施行までの期間に、特定免許状失効者等となった者については、データベースが未構築であることから直ちにデータベースへの情報の記録はできないものの、特定免許状失効者等の正確な把握に資するよう、例えば教員免許管理システムに暫定的に記録しておくこと等が考えられる。

ならず、児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶することを旨として行われなければならない等とされていることに留意する必要がある。

- データベースの活用は、国公立の別や、前職の有無、免許状の種類、常勤・非常勤・任期付任用・臨時的任用・再任用・会計年度任用職員等の任用形態、フルタイム・パートタイム等の勤務時間等によらず、教育職員等を任命又は雇用しようとする全ての任命権者等に義務付けられていることに留意する必要がある。また、他機関との人事交流等により任命又は雇用する際（国立大学法人与教育委員会との人事交流や、教育委員会事務局職員等の行政職から教育職員等への採用等）や、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 40 条の規定に基づき引き続いて任命しようとする際、臨時的任用職員や会計年度任用職員の任用期間の更新の際などにも、活用義務がある。ただし、任命又は雇用しようとする者について、既に一度データベースを用いて検索し、かつ当該検索を実施した任命権者等と同一の任命権者等において、空白期間を生じさせず引き続いて当該者を任命又は雇用しようとする場合であって、当該者が特定免許状失効者等に該当しないことが明白である場合は、改めて検索する必要はない。
- また、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園においては、保育士を任命し、又は雇用しようとするときに、児童福祉法第 18 条の 36 第 1 項のデータベースを活用することとされていることから、教育職員等を任命又は雇用しようとするときは、法に基づくデータベースを、保育士を任命又は雇用しようとするときは、児童福祉法に基づくデータベースをそれぞれ活用する必要がある。
- さらに、任命権者等は、こども性暴力防止法に基づき、同法が施行される令和 8 年 12 月 25 日以降、従事者が対象業務への従事を開始するまでに特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認（以下「犯罪事実確認」という。）を行うこととなるが、内定等の後に実施する犯罪事実確認とは別に、引き続き、内定前にデータベースを活用する必要があることについても留意が必要である。
- なお、これらの仕組みの補完・連携の在り方については、こども性暴力防止法の施行までに直ちに工夫が可能な対応について検討を進め、更なる補完・連携の在り方については、法や児童福祉法との制度上の整理を含め、制度を取り巻く様々な状況を勘案しながら、文部科学省とこども家庭庁で連携して検討を進める。
- 任命又は雇用を希望する者が特定免許状失効者等に該当することがデータベースの活用等により判明した場合、その情報を端緒として、採用面接等を通じ経歴等のより詳細な確認を行うなど、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は

雇用の判断を行う必要がある³³。その際には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）にのっとり、適切に情報を取り扱うこと。

- 特定免許状失効者等の任命又は雇用を行う場合は、法第 3 条において教育職員等は児童生徒性暴力等をしてはならないこととされていることを踏まえ、少なくとも、当該希望者が児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必要である。このとき、任命又は雇用を希望する者が児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度な蓋然性が認められなかったのにもかかわらず、当該希望者を任命又は雇用した場合において、当該者が児童生徒性暴力等を再び行ったときは、任命権者等についても損害賠償の責めを負うことがあり得ることに留意が必要である。
- なお、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効又は取上げとなった事実を秘匿することを意図して改名の上、任命又は雇用されようとするケースも考えられることから、新規卒者でない者など免許状取得から一定期間が経っている場合には、本人確認書類等に記載された氏名（現在の氏名）と併せて、任命又は雇用を希望する者の大学の卒業証書の原本や卒業証明書、免許状の原本等に表記された氏名（旧姓や改名前の氏名）の両方でデータベースを検索するものとする。
- 採用選考時の関係書類においても、賞罰欄等を設けた上で、刑事罰のみでなく、懲戒処分歴や児童生徒性暴力等の懲戒処分の原因となった具体的な理由の明記を求めたりすることなどにより、任命又は雇用を希望する者の経歴等を十分に確認し、適切な判断を行うことが必要であること。経歴等を十分に確認した上での適切な判断は、前職の有無や、免許状の種類、常勤・非常勤・任期付任用・臨時的任用・再任用・会計年度任用職員等の任用形態、フルタイム・パートタイム等の勤務時間等によらず、全ての場合において必要であること。
- なお、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効又は取上げとなった事実を秘匿することを意図して改名の上、免許状を偽造して採用選考に臨む者も考えられることから、教育職員等に限らず、児童生徒等と接する業務に従事する者を採用する際にも、任命又は雇用を希望する者の経歴等の十分な確認や、免許状を有していることを採用の要件としている場合の免許状の有効性の確認が必要であること。
- また、こども性暴力防止法施行ガイドラインにおいても、求職者等に対し、あらかじめ確認・伝達しておくべき事項等がまとめられているため、必ず参照すること。

³³ 児童生徒性暴力等以外のわいせつ行為等によって免許状が失効又は取上げとなった者が再び免許状を受けて採用試験に臨むケースも考えられることから、官報に公告された過去 40 年間分の免許状失効情報を検索することができる「官報情報検索ツール」を国のデータベースと並行して活用することも重要である。

4 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関する施策

(1) 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与³⁴

- 免許状の授与権者は、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に当たっては、免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができる（法第22条第1項）。

（再授与審査の基本的な考え方）

- 再授与審査の基本的な趣旨は、児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職等となった教員が、教壇に戻ってくるという事態はあってはならないということであり³⁵、再授与の審査に当たって、授与権者においては、都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「再授与審査会」という。）の意見を踏まえ、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者及びその関係者の心情等に照らして、総合的に判断することが求められる³⁶³⁷。
- 法第4条の基本理念においては、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶することを旨として行われなければならない等とされていることを踏まえ、再授与を行うためには、少なくとも児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必要である。児童生徒

³⁴ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
（特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例）

第22条 特定免許状失効者等（教育職員免許法第5条第1項各号のいずれかに該当する者を除く。）については、その免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができる。

2 都道府県教育委員会、前項の規定により再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県教育委員会は、教育職員免許法第10条第2項（同法第11条第5項において準用する場合を含む。）の規定により特定免許状失効者等から失効した免許状の返納を受けることとなった都道府県教育委員会その他の関係機関に対し、当該特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を調査するために必要な情報の提供を求めることができる。

³⁵ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案 趣旨説明（抄）

令和元年度には、大変残念ながら、121名の公立学校教員が児童生徒に対するわいせつ行為を理由として懲戒免職となりました。被害を受けた方々の心情に思いを致せば、このような教員が、教壇に戻ってくるという事態はあってはなりません。しかしながら、現行の教育職員免許法は、このような教員であっても、一定期間が経過すれば、形式的な確認で再免許を授与しなければならない仕組みとなっており、これを改めるとともに、教員による児童生徒に対する性暴力等の防止等を図るなどの必要があります。

³⁶ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案 趣旨説明（抄）

…この審査（注：特定免許状失効者等に対する教員免許状の再授与に係る審査）は、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴いて、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者及びその関係者の心情等に照らして総合的に判断されることとなり、その判断に必要な資料は申請者側が提出する必要があります。このような仕組みを通じて、適格性を有しない教員が再び教壇に立つことを防ぐものとなっております。

³⁷ 平成25年6月27日東京地方裁判所民事第2部判決（平成23年（行ウ）167号）において、処分行政庁が医師免許の再付与を拒否したことが裁量権の範囲の逸脱又は濫用にあたるかが争われたところ、当該判決文においては「医師法4条3項（注：現2項）は、処分行政庁において、再び免許を与えることが『適当であると認められる』に至ったときには、『再免許を与えることができる』と規定しており、同文言からして、処分行政庁に広範な裁量権を与えていることが明らかであるところ、処分行政庁は、医師の免許取消処分を受けた者に対する再免許の可否を決するに当たり、当該医師の医事に関する不正行為の種類、性質、違法性の程度、動機、目的、影響のほか、当該医師の性格、処分歴、反省の程度等、諸般の事情を考慮し、同行の規定の趣旨に照らして、再免許を付与するか否かを決定すべきものと解される。」と判示されている。

性暴力等を再び行う蓋然性が少しでも認められる場合は基本的に再授与を行わないことが適当であり、授与権者は、このような考え方の下、自らの権限及び責任において、十分に慎重に判断する必要がある³⁸。授与権者が特定免許状失効者等に対し故意又は過失によって違法に免許状を再授与してしまい、当該者が教壇に立ち児童生徒性暴力等を再び行ってしまった場合は、授与権者は損害賠償の責任を問われることもあり得るため留意が必要である。

- その際、免許状の再授与が適当であることの証明責任は申請者自身にあり、特定免許状失効者等が免許状の再授与を希望する場合、当該申請者において申請の前提となる基礎的な情報を示す書類に加え、改しゅんの情が顕著であり、再び児童生徒性暴力等を行わないことの高度の蓋然性を証明し得る書類を授与権者に提出し、自身が免許状の再授与を受けることが適当であることを証明する必要がある³⁹（審査における主な考慮要素と提出書類例は、別紙を参照）。

- なお、再授与を希望する申請者ごとに、具体的にどのような経緯や態様で児童生徒性暴力等に至り免許が失効又は取上げになったのか（当該行為の悪質性等）、刑罰を受けた場合はどのような刑罰の内容・判示であったか、その後の治療歴や更生の状況、生活状況はどのようなかなどについては千差万別であり、統一的で客観的な基準はないため、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与審査に当たっては、そうした個別具体の状況を説明する資料を本人から提出させ、それらを勘案した上で児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が認められるか判断することが求められる。そのため、別紙に示した書類の内容を様々な専門的見地（医療、心理、福祉等）から理解し、再犯リスク等について評価を行うことができる者がこれらの提出書類等を確認し個別具体的に検討を行うという趣旨目的で、再授与審査会が設けられるということに留意が必要である。

（再授与が不適当と考えられる例）

- 上記の再授与審査の基本的な考え方を踏まえると、例えば、以下のような者に対し免許状を再授与することは、基本的に不適当であると考えられる。
 - ・ 過去に行った児童生徒性暴力等に高い悪質性⁴⁰が認められる者
 - ・ 加害行為の再犯防止のために一定の条件を要する者⁴¹（例えば、医師による治療・服

³⁸ なお、仮に特定免許状失効者等が再び免許状を授与されたときも、免許状には授与の根拠規定（教育職員免許法第16条の2の2）が記載されることとなる。このため、任命権者等は、免許状に記載された当該授与の根拠規定も十分に踏まえつつ、適切な採用判断を行う必要がある。

³⁹ 授与権者の責務は、原則として、申請者の提出書類に記載された情報の範囲において再授与が適当であるかどうかの判断を行うことに留まり、必ずしも関係情報を独自に調査したり、申請者に欠して聞き取り等を行ったりすることまで求められているものではない。なお、再免許を裁量的に拒否できる類似の立法例における運用においても、「再免許申請書に記載された事情を考慮した結果、再び免許を与えることが適当であると認められなかったため。」等の理由が提示されている。

⁴⁰ 悪質性を判断するための要素として、過去の裁判例等を踏まえると、例えば、加害行為の動機・内容・回数・期間・常習性、被害者の年齢・人数、教師という立場・信頼関係の利用（自校内・勤務時間内・担任・顧問等）、計画性、撮影行為、被害者に自責の念を抱かせる言動や秘密の共有・口止め・脅迫、犯行の重大性への認識・反省、被害当事者及び関係者の苦痛及び長期的影響や処罰感情、社会的影響等が考えられる。

⁴¹ 平成25年6月27日東京地方裁判所判決（再掲）においても、原告に医師免許を再度付与した場合、原告が医師として行い得る医療行為に特段の制約が及ぶわけではないため、原告が医師免許の取消処分事由となった臓器摘出等の手術に関与しないという条件をもって医師免許の再付与の妥当性が認められるものではない旨が判示されている。

業指導等を継続する場合に限り加害行為の再犯が見込まれない等)

- ・免許状の失効期間中を含め、長期間に渡り児童生徒等と接しない職業等において加害行為を犯さなかったとしても、教育職員等として復職することにより児童生徒等と接することが契機（トリガー）となって、再び児童生徒性暴力等を行う可能性が排除できない者
- ・過去、特定免許状失効者等となった後に免許状の再授与を拒否され、その時から審査内容に関して大きな状況変化がない者
- ・自己申告内容の重要な部分に明らかな虚偽が認められる者 等

（留意事項）

- 申請者や授与権者が被害者及びその関係者に接し、当時の事案を再起させてしまうことで、被害者等が再び心情を害するなどの二次的被害につながるがないよう、再授与申請・審査に関する過程において、申請者や授与権者による被害者等への接触は原則として行わないよう配慮することが望ましい。

- 授与権者は、免許状の再授与を希望する特定免許状失効者等が、自身が特定免許状失効者等であることを悪意をもって隠ぺいして⁴²又は認識せずに申請する可能性があることを踏まえ、新規学卒予定者等による申請の場合を除き、申請者から特定免許状失効者等であるとの自己申告がないときでも、原簿により当該申請者の過去の免許状失効事由を確認するなど、申請者が特定免許状失効者等に該当するか否かを確認するよう留意するものとする。

その際、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効又は取上げとなった事実を秘匿することを意図して改名の上、免許状の再授与の申請をするケースも考えられることから、本人確認書類等に記載された氏名（現在の氏名）と併せて、出生からの連続した戸籍謄抄本や学力に関する証明書に記載された旧姓や改名前の氏名での過去の免許状失効歴がないかについても確認するものとする。

（２）都道府県教育職員免許状再授与審査会⁴³

- 都道府県教育委員会による特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関し、意見を述べる事務をつかさどらせるため、都道府県教育委員会に、再授与審査会を置く（法第 23 条第 1 項）

- 再授与審査の公平・公正性や専門性を確保するため、再授与審査会は、児童生徒性

⁴² 偽りその他不正の手段により、免許状の授与を受けた者については、教育職員免許法第 21 条第 2 項により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処することが定められている。

⁴³ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
（都道府県教育職員免許状再授与審査会）

第 23 条 前条第 2 項に規定する意見を述べる事務をつかさどらせるため、都道府県教育委員会に、都道府県教育職員免許状再授与審査会を置く。

2 都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

暴力等に関する学識経験を有する者（医療、心理、福祉、法律の専門家等）で構成し、当該児童生徒性暴力等の事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により議決を行うものとする。なお、第三者性の確保の観点から、教育委員会（当該都道府県以外の教育委員会に所属する場合を含む。）の職員は、再授与審査会の委員としては参画しないものとする。

加えて、再授与審査会において再授与が適当であるとの結論を得るに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席委員の全会一致をもって行うものとする¹⁴。

- 文部科学省は、再授与審査に関して全国で統一的な運用を図るとともに⁴⁵、都道府県教育委員会における専門家の適切な確保に資するよう、職能団体等の協力も得ながら、専門家の候補者となる者の情報共有や専門家の共通理解を図る取組等、必要な支援を行う。なお、委員は他の都道府県教育委員会の再授与審査会で同様の業務を兼務すること（いわゆる掛け持ち）も可能である。
- 再授与審査会の公開については、個人情報を取り扱うこととなり、また、会議の公正又は円滑な運営に支障が生じるおそれもあるため、基本的に非公開となることが想定されるが、当該都道府県の関係条例等を踏まえ、適切に判断する。その際、例えば、会議は非公開としつつ、事後的に議事要旨を公にすることも考えられる⁴⁶。なお、再授与審査会の委員は、特別職の地方公務員（地方公務員法第3条第3項第2号該当）の身分を有し、同法上の守秘義務等は課されないこととなるため、教育委員会規則等で守秘義務に関する規定を定める必要がある。
- 附属機関である再授与審査会の委員名の公開については、各都道府県における関係条例等を踏まえて適切に判断する必要があるが、各自治体の情報公開や附属機関に係る条例や指針等においては、行政の透明性の確保等という観点から、附属機関の委員名については原則として公開とされていることが一般的であると考えられるところ、例えば、委員名を公表すること自体が当該附属機関の運営に支障を生ずる場合などについて、例外として非公開とすることも許容する旨の例外規定が設けられているよう

⁴⁴ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則

第5条（略）

2 審査会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、審査会は、都道府県の教育委員会に対し、特定免許状失効者等について、再び免許状を授与するのが適当であると認められる旨の意見を述べるに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席委員の全会一致をもって行うよう努めなければならない。ただし、審査会において議論を尽くしても、出席委員全員の意見が一致しないときは、出席委員の過半数の同意を得た意見を審査会の意見とすることができる。

⁴⁵ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する件（令和3年5月21日 衆議院文部科学委員会）

十一 都道府県の教育委員会は、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に当たっては、専門家等の意見を聴き、審査が公正、公平に行われるよう留意するとともに、国は、審査に関して全国で統一的な運用がなされるよう、指針等の策定その他の支援を行うこと。

○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案に対する附帯決議（令和3年5月27日 参議院文教科学委員会）

十二、都道府県の教育委員会は、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に当たっては、専門家等の意見を聴き、審査が公正、公平に行われるよう留意するとともに、国は、審査に関して全国で統一的な運用がなされるよう、指針等の策定その他の支援を行うこと。

⁴⁶ 医師の再免許について審議する国の医道審議会医道分科会では、「元医師1名に対する再免許付与について諮問がなされ、審議の結果、再免許が適当である旨の答申はなされていない。」等の議事要旨がウェブサイトに掲載されている。

な場合は、形式的に公開と意思決定するのではなく、再授与審査会では極めて機微な内容を扱うという事情や、委員名が公表されることにより審査委員候補者が引き受けることを躊躇するなどにより、ひいては審査委員の確保・委嘱に困難が生ずることも考えられることなども踏まえ、個別具体的に検討し、意思決定を行う必要がある。

- 再授与審査会の職務等に関する必要な事項については、組織及び運営に関し必要な事項を定める文部科学省令や基本指針等を踏まえつつ、各都道府県教育委員会の教育委員会規則等により定める必要がある⁴⁷。なお、具体的な委員の委嘱のタイミング等については、地域の実情や申請状況等⁴⁸も踏まえつつ、柔軟に対応することも可能である。
- 再授与審査会は、委員同士の議論を踏まえて特定免許状失効者等に対する免許状の再授与の適否に関する意見を述べるのがその趣旨であることから、書面による開催は基本的に想定されないが、授与権者の判断において、対面のみならず、遠隔で開催することは許容される。なお、申請が必要書類の提出等の形式的要件を満たしていたとしても、例えば特定免許状失効者等となって以後の改善更生その他その後の事情の状況が客観的に判別できる記載内容が認められない場合など、再び免許状を授与することが明らかに適当でないと授与権者において認められる場合であって、対面での再授与審査会を開催したとしても、それ以上の議論の余地が認められない場合等については、例外的に、書面による意見の提出（再授与は不適當である旨の全会一致）をもって、再授与審査会の意見を聴いたこととすることも考えられる。
- また、特定免許状失効者等から免許状の再授与の申請が提出された場合であっても、当該申請者が欠格期間中の者であるなど、教育職員免許法第5条第1項に定める欠格事由に該当する場合であって、当該理由により申請を拒否する場合や、教育委員会規則で定められた必要書類の提出がないなど明らかな形式不備が認められる場合であって、当該不備の補正を求める必要がある場合は、当該申請に対して再授与審査会を開催する必要はない。
- 再授与を拒否されてから再申請までの期間の制限はないため、再申請があった場合は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第22条第2項に基づき必ず再授与審査会を実施する必要があるが、再授与審査会の開催に当たっては、事務負担や委員への謝金等の費用もかかることが想定されるところ、授与権者である都道府県教育委員会として申請がある毎に再授与審査会を開催することが困難であれば、合理的な範囲内で、申請件数が何件か出てきた段階で再授与審査会を実施すると

⁴⁷ 法第23条が、教育委員会の附属機関である再授与審査会の設置及び職務の根拠規定（地方自治法第138条の4第3項・第202条の3第1項における「法律…の定めるところにより」）となっている。

⁴⁸ 法施行後に行われた児童生徒性暴力等による特定免許状失効者等について適用するとの再授与審査に関する経過措置（法附則第2条）及び当該申請に関する欠格期間（例：懲戒免職の場合は3年）を踏まえると、再授与審査は定款的には令和7年度以降に見込まれることとなる。欠格期間は、形式的には最短で、禁錮以上の刑に付された執行猶予1年の場合があり得るが、相当する事案は事実上確認されていない。

いった運用や、申請期間を制限する等の運用も許容される。

- 授与権者は、教育職員免許法第 10 条第 2 項（同法第 11 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により特定免許状失効者等から失効した免許状の返納を受けることとなった都道府県教育委員会その他の関係機関に対し、当該特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を調査するために必要な情報の提供を求めることができる（法第 22 条第 3 項）。なお、当該規定に基づき情報提供の求めを受けた機関等は、法の適切な運用のため、求められた情報の提出に協力する必要がある。
- なお、申請者が他の都道府県教育委員会に対して、再度、再授与申請を行うことも考えられることから、当該申請者の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であるかどうかを他の都道府県教育委員会で判断するためにも、特定免許状失効者等となった以後に免許状の再授与申請を行った履歴については、教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）第 74 条第 2 項に規定する原簿の記録事項のうち、「その他必要と認める事項」として、申請を受けた都道府県教育委員会において原簿に記録することが望ましい。

再授与審査における主な考慮要素及び提出書類例

- 再授与審査において、授与権者が考慮すべき主要素や、申請者が自らの証明責任の下で提出することが想定される、①申請の前提となる基礎的な情報を示す書類に加え、②改しゅんの情が顕著であり、再び児童生徒性暴力等を行わないことの高度の蓋然性の証明に資する書類の例は、以下の表のとおり。なお、いずれの考慮要素も必ずしも独立して判断できるものではなく、他の要素との兼ね合いも踏まえつつ総合的に判断されることとなると考えられる点に留意が必要である。

	考慮すべき主要素	提出書類例
①	・加害行為の悪質性 ^(注1)	・免許状失効の原因となった児童生徒性暴力等の事実関係に関する自己申告書 ^(注2) (懲戒免職の場合は処分事由説明書、免許状失効の原因となった児童生徒性暴力等に関する刑事又は民事裁判がある場合はその判決謄本等を含む。)
	・再授与審査の申請歴	・特定免許状失効者等となった後の再授与審査の申請歴に関する自己申告書 (他の都道府県教育委員会に申請中でないことの確認、過去の申請歴がある場合はその結果通知及びその後の状況変化を示す書類を含む。)
②	・社会的活動等の状況	・特定免許状失効者等となった後の職歴・社会的活動歴、再犯防止策に関する自己申告書 ^(注3)
	・治療・更生等の程度	・複数の医師等による診断書・意見書 (診断名、治療内容(期間、服薬名等)、症状の安定性・治癒の見込み、業務への支障の程度、その他特記事項) ^(注4) ・更生プログラム等の受講等歴・評価書 ・申請者の現在の勤務先による勤務状況等証明書 ・申請者の復職を求める意願書
	・反省の程度(被害者等との関係性を含む。)	・申請者の反省文 ・被害者等に対する感謝措置(謝罪、損害賠償等)や被害者等との示談等に関する自己申告書

(注1) 悪質性を判断するための要素として、過去の裁判例等を踏まえると、例えば、加害行為の動機・内容・回数・期間・常習性、被害者の年齢・人数、教師という立場・信頼関係の利用(自校内・勤務時間内・担任・顧問等)、計画性、撮影行為、被害者に自責の念を抱かせる言動や秘密の共有・口止め・脅迫、犯行の重大性への認識・反省、被害当事者及び関係者の苦痛及び長期的影響や処罰感情、社会的影響等が考えられる。

(注2) 申請者の申立書の審査に当たっては、免許状が失効・取上げとなった当時の免許管理者(都道府県教育委員会)等に対し、申請者の自己申告の内容が真正であることや、懲戒免職等の原因となった児童生徒性暴力等以外に判明している加害行為の有無の確認など、必要な情報を補完的に問い合わせることも可能であり、問合注を受けた関係機関は、法の趣旨を踏まえ、適切に対応することが求められている⁴⁾。その際、実務上、当時の免許管理者ないし任命権者等に、書面による情報提供を求めることのほか、例えば、参考人として参加する協力を求めることも考えられる。児童生徒性暴力等により拘禁刑以上の刑に処された者については、必要に応じて、地方検察庁に対して刑事確定訴訟記録法に基づき、当時の事件記録について、保管記録の閲覧請求を行うことも考えられる。

(注3) 申請者が仮に特定免許状失効者等となった後に児童生徒性暴力等を行っていないとしても、それだけでは、復職時に児童生徒等に接することが契機(トリガー)となり、再犯につながる可能性もあることに留意する必要がある。

(注4) 申請者が必ずしもいわゆる小児性愛その他の精神疾患により児童生徒性暴力等を行ったとは限らない点にも留意が必要である。

⁴⁾ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
第22条 (略)

3 都道府県の教育委員会は、教育職員免許法第10条第2項(同法第11条第5項において準用する場合を含む。)の規定により特定免許状失効者等から失効した免許状の返納を受けることとなった都道府県の教育委員会その他の関係機関に対し、当該特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を調査するために必要な情報の提供を求めることができる。

関連通知

○ 本指針に関連する通知は以下のとおり。いずれも法の運用に当たって重要な文書であるため、折に触れて参照すること。

- ・教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について（通知）
（令和3年6月11日付け3文科教第268号文部科学事務次官通知）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01584.html
- ・教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の策定について（通知）
（令和4年3月18日付け3文科教第1351号文部科学事務次官通知）
https://www.mext.go.jp/content/20240718-mxt_kyoikujinzai01-000011979_13.pdf
- ・教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（通知）
（令和4年3月18日付け3文科教第1379号文部科学省総合教育政策局長通知）
https://www.mext.go.jp/content/20240718-mxt_kyoikujinzai01-000011979_14.pdf
- ・教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則の公布について（通知）
（令和4年3月18日付け3文科教第1380号文部科学省総合教育政策局長通知）
https://www.mext.go.jp/content/20240718-mxt_kyoikujinzai01-000011979_15.pdf
- ・教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の施行について（通知）
（令和5年3月24日付け4文科教第1806号文部科学事務次官通知）
https://www.mext.go.jp/content/20240718-mxt_kyoikujinzai01-000011979_09.pdf
- ・「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」による「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の一部改正等について（通知）
（令和5年7月13日付け5文科教第654号文部科学事務次官通知）
https://www.mext.go.jp/content/20240718-mxt_kyoikujinzai01-000011979_10.pdf
- ・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の附則に定める法の施行後3年見直しに伴う「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」の改訂等について
（令和8年4月24日付け8文科初第340号文部科学事務次官通知）
https://www.mext.go.jp/content/20260424-mxt_kyoikujinzai02-000011979_01.pdf